

議案第78号 小松島市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

《改正の趣旨》

条例で引用している省令名を改めるもの。

小松島市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例(平成25年小松島市条例第12号)新旧対照表

現行	改正後(案)	備考
<p>(用語)</p> <p>第2条 この条例において使用する用語は、法第2条、道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条(第4号に限る。)、道路構造令(昭和45年政令第320号)第2条及び移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令 _____(平成18年国土交通省令第116号)において使用する用語の例による。</p>	<p>(用語)</p> <p>第2条 この条例において使用する用語は、法第2条、道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条(第4号に限る。)、道路構造令(昭和45年政令第320号)第2条及び移動等円滑化のために必要な道路の構造及び旅客特定車両停留施設を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令(平成18年国土交通省令第116号)において使用する用語の例による。</p>	<p>改正</p>